

入 札 説 明 書

静岡県環境衛生科学研究所で使用する電気に係る入札公告に基づく入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書等によるものとする。

- 1 公 告 日 令和4年12月9日
- 2 入札執行者 静岡県知事 川勝 平太
- 3 担当部局 〒426-0083 静岡県藤枝市谷稲葉232番地の1
静岡県環境衛生科学研究所総務企画課
電話番号 054-625-9121
- 4 調達する産品等
 - (1) 入札番号 第1号
 - (2) 調達する産品 令和5年度静岡県環境衛生科学研究所で使用する電気
 - (3) 電気の種類等 別紙仕様書のとおり
※「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の要件を満たす再生可能エネルギー由来の供給電力量の割合が100%を満たすこと。
 - (4) 電気方式 交流3相3線方式
 - (5) 受電電圧 6,600ボルト
 - (6) 計量電圧 6,600ボルト
 - (7) 標準周波数 60ヘルツ
 - (8) 契約電力
 - ア 予定最大需用電力 600kW
 - イ 各月の契約電力 当月の最大需要電力と前11ヶ月の最大需要電力のうちいずれか大きい値とする。
 - (9) 契約期間
 - ア 需給開始日 令和5年4月1日午前0時00分
 - イ 契約期間 令和5年4月1日午前0時00分から令和6年3月31日午後12時00分まで
 - (10) 予定使用電力量 (令和5年4月から令和6年3月までの使用量見込み)
1,576,000kWh
 - (11) 契約期間の電力消費計画
仕様書のとおりとする。
なお、力率は100%とする。
 - (12) 過去1年の電力消費実績
仕様書のとおりとする。
- 5 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
 - (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - (2) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続き開始の申立てが成されている者(更生手続き開始の決定を受けている者を除く。)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続き開始の申立てが成されている者(再生手続き開始の決定を受けている者を除く。)でないこと。

- (3) 公告日までに電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定に基づき小売電気事業の登録を受けている者であること。
- (4) 入札参加資格審査期日までに静岡県が発注する物品購入等に係る競争入札参加資格（営業種目68その他）を有している者であり、かつ、この入札参加資格確認通知を受けている者。
- (5) 入札参加資格確認申請書及び入札参加資格確認資料の提出期限の日から落札決定までの期間に、静岡県の物品調達及び一般業務委託に係る入札参加停止基準（平成18年集用第103号）に基づく入札参加停止期間中でないこと。
- (6) 特別高圧又は高圧の需要家への電気の供給実績があること。
- (7) 静岡県電力の調達に係る環境配慮方針（令和4年9月9日改正）第6条に基づく判定結果通知を受けた者であること。
- (8) 「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の要件を満たす再生可能エネルギー由来の供給電力量の割合が100%を満たす電力の供給が可能である者であること。
- (9) 次のアからキのいずれかにも該当しない者であること。

- ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に該当する団体（以下「暴力団」という。）
- イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者
- ウ 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者
- エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者
- オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者
- カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
- キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者

6 入札参加資格確認等

- (1) 本入札に参加を希望する場合は、次により入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び入札参加資格確認資料（以下「資料」という。）を作成のうえ提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、期限までに申請書及び資料を提出しない者又は入札参加資格がないと認められた者は、本入札に参加することができない。

ア 提出期限 令和4年1月6日（金）午後4時00分まで

イ 提出先 上記3に同じ

ウ その他 申請書及び資料は、各1部及び長3号封筒（簡易書留料金を含む切手404円貼付）を併せて申込先に郵送（簡易書留に限る。）することとし、電送によるものは受付しない。

- (2) 申請書は、別記様式1により作成すること。
- (3) 資料は次によるものとする。

ア 静岡県が発注する物品購入等に係る競争入札参加資格審査結果通知書（営業種目68その他）の写し

イ 小売電気事業者の登録を受けていることを証明する書類の写し（電気事業法第2条の2の規定による。）

ウ 特別高圧または高圧需要家への電気の供給実績及び供給可能量が確認できる書類（写し可）

エ 静岡県電力の調達に係る環境配慮方針に基づく判定結果の写し

(4) 入札参加資格の確認は、申請書及び資料の提出期限の日をもって行うものとし、その結果は令和5年1月19日（木）までに通知する。

7 その他

(1) 申請書及び資料の作成及び申込みに係る費用は、提出者の負担とする。

(2) 入札執行者は、提出された申請書及び資料を入札参加資格の確認以外に、提出者に無断で使用しない。

(3) 提出期限後における申請書又は資料の差し替え及び再提出は認めない。

(4) 提出された申請書及び資料は、返却しない。

(5) 提出された申請書及び資料は、公表しない。

(6) 申請書及び資料に用いる言語は日本語に限る。

8 入札資格がないと認められた者に対する理由の説明

(1) 入札資格がないと認められた者は、入札執行者に対して入札参加資格がないと認められた理由について説明を求めることができる。

(2) (1)の説明を求める場合には、令和5年1月20日（金）までに書面（様式自由）を郵送することにより提出しなければならない。

(3) 入札執行者は、説明を求められたときは、令和5年1月23日（月）までに説明を求めた者に対して、書面により回答する。

(4) (2)の書面の提出先は、上記3に同じとする。

9 入札関係書類の交付

仕様書や入札書等の入札関係書類の交付を次のとおり行う。

(1) 交付期間 公告の日の午前9時30分から令和5年1月6日（金）午後4時00分まで

(2) 交付場所 静岡県環境衛生科学研究所ホームページ(<http://kaneiken.jp>)

(3) 交付方法 無料で配布する。

10 入札に関する質問受付期間及び回答書縦覧期間等

(1) 質問受付期間 公告の日の午前9時30分から令和5年1月6日（金）午後4時00分まで

(2) 質問方法 ファクシミリ（054-625-9142）または電子メール（kanki@pref.shizuoka.lg.jp）による。（様式自由）

(3) 送信後は必ず上記3に電話で受信確認をすること。

(4) 回答書縦覧期間 令和5年1月20日（金）午前9時30分から令和5年1月23日（月）午後4時00分まで

(5) 回答書縦覧場所 上記9(2)の申請書類等ホームページ上に公開する。

11 入札

(1) 入札執行日時

令和5年1月24日（火）午前10時00分

(2) 入札執行場所

〒426-0083 静岡県藤枝市谷稲葉232番地の1
環境衛生科学研究所4階会議室

(3) 入札の方法

入札は郵送によるものとし、入札執行日時までに入札執行場所に入札書（別記様式2）、入札書別紙（別記様式3）及び月別計算書（別記様式4）（以下、「入札書類」という。）を郵送にて提出すること。（簡易書留に限る。）

上記の入札書類は、封筒に入れ封緘したものを、更に別の封筒に入れて郵送すること。詳細は別紙「入札書類封緘方法」による。

(4) 入札書に記入する入札金額

消費税及び地方消費税の課税業者であるか免税業者であるかを問わず、配布した資料を基に積算した年額（消費税及び地方消費税の課税業者は、同税分を含んだ額）に110分の100を乗じて、1円未満を切り捨てた金額を記載すること。

また、入札金額は月別計算書の太枠計に110分の100を乗じて、1円未満を切り捨てた金額と等しくなるように記載すること。

(5) 入札書類の作成方法

各々の例を参考にして、入札書、入札書別紙及び月別計算書を作成すること。

積算は、仕様書に記載された予定最大電力、予定使用電力量をもとに行うこと。

また、力率割引がある場合は、仕様書に記載された予定力率をもとに積算すること。

上記の数量は、積算上の予定数量であり、実際の供給数量を保証するものではないことに留意すること。

(6) 燃料費調整及び再エネ発電賦課金

燃料費調整額は、入札金額の算定に含むこと。

燃料費調整は、本入札に参加する者が過去に適用した燃料費調整額（令和4年8月分から令和5年1月分までの6か月分）の平均単価を記載すること。

落札後の燃料費調整額単価については、乙の電気需給約款に基づいて適用する燃料費調整額とする。ただし、燃料費調整単価は、需要場所が電力供給区域に含まれる一般送配電事業者の適用する電気最終保障供給約款における燃料費調整単価に市場価格調整単価を加減した単価を超えないものとする。

再生可能エネルギーの固定価格買取制度に基づく「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金」は、入札金額の算定には含まないこと。

(7) 入札執行回数及び再度の入札

入札執行回数は2回を限度とする。

1回目の入札で落札者が決定しないときは、2回目の入札を令和5年1月31日（火）午前10時00分実施するので、入札者は2回目の入札執行日時までに1回目の入札と同様に入札書類を提出すること。

1回目の入札で落札者が決定しなかった場合、環境衛生科学研究所総務企画課から各入札参加者に連絡をする。

(8) その他注意事項

ア 入札者は提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

イ 入札者又はその代理人が相連合し、又は不穩の挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行することができない状態にあると認めるときは、当該入札を延期し、又はこれを中止することがある。

12 開札

開札は入札日時到来後、直ちに当該場所において、入札事務に関係のない県職員を立ち合わせて行う。

13 入札の無効

次の各号の一に該当する入札は無効とする。

- (1) 公告等に示した入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者のした入札
- (2) 入札参加者本人の氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）及び押印又は代理人が入札する場合の当該代理人の氏名及び押印のない入札書
- (3) 所定の日時、場所に提出しない入札
- (4) 入札金額の記載が不明瞭な入札書
- (5) 談合その他不正行為により入札を行ったと認められる者の入札
- (6) 同一事項の入札について、2以上の入札をした者の入札
- (7) 同一事項の入札について、自己のほか、他人の代理人を兼ねて入札した者の入札
- (8) 同一事項の入札について、2人以上の代理人をした者の入札
- (9) 前各号に定めるもののほか、指示した条件に違反して入札した者の入札

14 落札者の決定方法

- (1) 予定価格の範囲内で、最低の価格となる有効な入札をした者を落札者とする。（ただし、契約は落札額を構成する単価で行う。）
- (2) 落札者となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、入札執行事務に関係ない職員に、これに代わってくじを引かせ落札者を決定するものとする。

15 入札保証金及び契約保証金

免除

16 契約書作成

- (1) 契約の締結にあたっては、契約書を作成しなければならない。
- (2) 落札者が需給開始日以前に契約を締結しないときは、その落札は効力を失う。

17 異議の申立て

入札した者は、入札後、入札説明書、設計書、仕様書、契約書式等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

18 支払方法

毎月支払いを行う。

19 資格審査に関する事項

資格審査に関する照会は、上記3に同じとする。

20 その他

- (1) この入札による契約は、当該調達に係る令和5年度静岡県一般会計予算の成立を条件とする。
なお、契約締結日は令和5年4月1日とする。
- (2) 入札参加者は、契約書式及び仕様書を熟読のうえ、入札しなければならない。

- (3) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (4) その他詳細及び不明の点については、環境衛生科学研究所総務企画課（電話番号054-625-9121）に照会すること。

別記様式1

入札参加資格確認申請書

令和 年 月 日

静岡県知事 川勝 平太 様

住 所
商号又は名称
代表者氏名 印

下記の産品に係る競争入札に参加する資格について確認されたく、資料を添えて申請します。

なお、地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること及び添付資料の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

また、「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の要件を満たす再生可能エネルギー由来の供給電力量の割合が100%を満たす電力の供給が可能である者であることをあわせて誓約します。

記

- 1 入札番号 第1号
- 2 調達産品 令和5年度静岡県環境衛生科学研究所で使用する電気
- 3 需要場所 静岡県藤枝市谷稲葉232番地の1 静岡県環境衛生科学研究所

別記様式 2

入 札 書 (第 回)

- 1 入 札 番 号 第 1 号
- 2 調 達 産 品 令和 5 年度静岡県環境衛生科学研究所で使用する電気
- 3 需 要 場 所 静岡県藤枝市谷稲葉 232 番地の 1
静岡県環境衛生科学研究所

上記産品を下記の金額となる単価で供給したく、申し込みます。

(年間総計)

入札金額
(税抜価格)

拾	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円

令和 年 月 日

発注者 静岡県知事 川勝 平太 様

住 所

入札者

商号又は名称
氏 名

印

以下の場合は無効となります。

- ①消費税及び地方消費税の課税業者であるか免税業者であるかを問わず、配布した資料を基に積算した「月別計算書」(消費税及び地方消費税の課税業者は、同税分を含んだ額)の太枠計に 110 分の 100 を乗じて、1 円未満を切り捨てた金額と等しくなるように記載されていない場合
- ②「月別計算書」の月別請求予定額の内訳と太枠計が一致しない等計算誤りがある場合
- ③「入札書別紙」に基づいて「月別計算書」が計算されていない場合

(参考例)

回数の別を記入

入 札 書 (第 1 回)

- 1 入 札 番 号 第1号
- 2 調 達 産 品 令和5年度静岡県環境衛生科学研究所で使用する電気
- 3 需 要 場 所 静岡県藤枝市谷稲葉 232 番地の1
静岡県環境衛生科学研究所

上記産品を下記の金額となる単価で供給したく、申し込みます。

(年間総計)

拾	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円
		¥	1	2	3	4	5	6	7

入札金額
(税抜価格)

・消費税及び地方消費税の課税業者であるか免税業者であるかを問わず、配布した資料を基に積算した「月別計算書」(消費税及び地方消費税の課税業者は、同税分を含んだ額)の太枠計に110分の100を乗じて、1円未満を切り捨てた金額と等しくなるように記載すること

入札の開札日を記入

令和 年 月 日

発注者 静岡県知事 川勝 平太 様

入札者 住所 ○○県△△市××町◎◎番地
商号又は名称 株式会社 ●●
氏 名 代表取締役 ×× ◎◎

印

代表者印に限る。
社印は不可。

別記様式3

入札書別紙

1 料金計算方法

--

2 各料金ごとの計算方法

--

3 各料金単価

--

4 各料金区分

--

外税方式 内税方式 (どちらかにマルをすること)

入札書別紙(参考例)

1 料金計算方法

毎月の電気料金 (取引に係る消費税及び地方消費税を含んでおります。)
=基本料金+電力量料金+
電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金

2 各料金ごとの計算方法

(各料金単価には取引に係る消費税及び地方消費税を含んでおります。)
基本料金 =基本料金単価×契約電力×(185-力率)/100
電力量料金=(電力量料金単価±燃料費調整単価)×使用電力量
電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金
=賦課金単価×使用電力量
契約電力=当月の最大需要電力と前11ヶ月の最大需要電力のうちいずれか大きい値とする。

* 入札金額の算定においては、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金を含まないこと。

3 各料金単価

(各料金単価には消費税及び地方消費税を含んでおります。)

基本料金単価	使用規模1ヶ月、1kWあたり	1,500円
電力量料金単価	夏季 1kWhあたり	15.50円
	その他季 1kWhあたり	14.50円
燃料費調整単価	令和4年8月から令和5年1月の平均 1kWhあたり	10.00円

中部電力ミライズ株式会社が適用する燃料費調整単価とする。
電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金
経済産業省告示に基づき算定された値とする。

4 各料金区分

夏季 7月1日から9月30日とする。
その他季 4月1日から6月30日まで及び10月1日から3月31日までとする。

~~外税方式~~

内税方式

(どちらかにマルをすること)

入札書封緘方法

以下の方法により入札書・入札書別紙・月別計算書を封緘してください。
なお、封緘に使用する封筒は、別途作成する必要はなく市販のものを使用して頂いて結構です。

① 封筒①の作成

下記のとおり封筒を作成し、入札書・入札書別紙・月別計算書を封入の上、封緘してください。

(表面)

第1号 令和5年1月 日開札（入札） 令和5年度静岡県環境衛生科学研究所電気需給契約 入札書在中	1回目の場合 24日 2回目の場合 31日としてください。
---	----------------------------------

(裏面)

印鑑は入札書に押印したものと同一印 (代表社印) を押印してください。	
印	住所又は所在地 東京都〇〇区〇〇〇〇〇〇〇〇
印	商号又は名称 株式会社〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
印	代表者職・氏名 代表取締役〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 印

② 封筒②での二重封緘

①で封緘した封筒①を、別の封筒に入れ封緘の上、郵送してください。

428-0034 静岡県藤枝市谷稲葉 232-1 環境衛生科学研究所総務企画課	切手
第1号 令和5年1月 日開札（入札） 令和5年度静岡県環境衛生科学研究所電気需給契約 入札書在中 第 回入札	封筒①

(封筒②表面)

住所又は所在地	東京都
商号又は名称	株式会 社

別記様式 4

月 別 計 算 書

月	基本料金	電力量料金	燃料費調整額	合計
4月				
5月				
6月				
7月				
8月				
9月				
10月				
11月				
12月				
1月				
2月				
3月				
合計	—	—	—	

(注意事項)

- 1 入札書別紙に記載した式に仕様書別紙1「電力消費実績・計画表」の数量をあてはめて作成すること。
ただし、契約電力は600kWで積算すること。
- 2 燃料費調整は、本入札に参加する者が適用した燃料費調整額（令和4年8月分から令和5年1月分までの6か月分）の平均単価を記載すること。
- 3 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金については、算定に含めないこと。
- 4 月別の合計額に1円未満の金額が発生した場合は切り捨てること。
- 5 入札書に記載する金額は、太枠の合計額に100/110を乗じて1円未満を切り捨てた額とすること。

入札書記載金額

別記様式4 【参考例】

月別計算書

月	基本料金	電力量料金	燃料費調整額	合計
4月	1,000,000	2,000,000	1,000,000	4,000,000
5月	1,000,000	2,100,000	1,050,000	4,150,000
6月	1,000,000	1,900,000	950,000	3,850,000
7月	1,000,000	2,400,000	1,200,000	4,600,000
8月	1,000,000	2,500,000	1,250,000	4,750,000
9月	1,000,000	2,200,000	1,100,000	4,300,000
10月	1,000,000	2,000,000	1,000,000	4,000,000
11月	1,000,000	1,800,000	900,000	3,700,000
12月	1,000,000	1,900,000	1,000,000	3,900,000
1月	1,000,000	2,000,000	1,000,000	4,000,000
2月	1,000,000	2,200,000	1,100,000	4,300,000
3月	1,000,000	2,300,000	1,150,000	4,450,000
合計	—	—	—	50,000,000

(注意事項)

- 1 入札書別紙に記載した式に仕様書別紙1「電力消費実績・計画表」の数量をあてはめて作成すること。
ただし、契約電力は600kWで積算すること。
- 2 燃料費調整は、本入札に参加する者が適用した燃料費調整額（令和4年8月分から令和5年1月分までの6か月分）の平均単価を記載すること。
- 3 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金については、算定に含めないこと。
- 4 月別の合計額に1円未満の金額が発生した場合は切り捨てること。
- 5 入札書に記載する金額は、太枠の合計額に100/110を乗じて1円未満を切り捨てた額とすること。

入札書記載金額

(案)

令和5年度静岡県環境衛生科学研究所電気需給契約書

静岡県環境衛生科学研究所（以下「甲」という。）と●●●●●（以下「乙」という。）との間に次のとおり電気需給契約を締結する。

（契約の目的）

第1条 乙は、静岡県環境衛生科学研究所で使用する電気を供給する。

（電気方式等）

第2条 電気の種類、電気方式、受電電圧、計量電圧、標準周波数、予定使用電力量、契約電力、契約期間、入札保証金及び契約保証金は次のとおりとする。

電気の種類	別添仕様書のとおり
電気方式	別添仕様書のとおり
受電電圧	別添仕様書のとおり
計量電圧	別添仕様書のとおり
標準周波数	別添仕様書のとおり
予定使用電力量	別添仕様書のとおり
契約電力	別添仕様書のとおり
契約期間	令和5年4月1日(供給開始日)午前0時00分から令和6年3月31日午後12時00分とする。
入札保証金及び契約保証金	免除

（供給の方法）

第3条 乙は甲が静岡県環境衛生科学研究所で使用する電気を需要に応じて供給するものとする。

（供給の保証）

第4条 乙が中部電力パワーグリッド株式会社と締結する託送供給約款に定める、負荷変動対応電力契約の料金は乙が負担するものとする。

（検針日）

第5条 検針日は当該地域を管轄する一般送配電事業者が定める託送供給等約款の検針日によるものとする。

（検査）

第6条 乙が甲に供給する電力量は、甲の指定する検収員の検査を受けるものとする。

（料金計算方法）

第7条 毎月の電気料金の計算方法は次のとおりとする。

【毎月の電気料金＝落札者の入札書別紙の『1 料金計算方法』を記載する。】

（各料金ごとの計算方法）

第8条 各料金ごとの計算方法は次により算定する。

【落札者の入札書別紙の『2 各料金ごとの計算方法』を記載する。】

（各料金単価）

第9条 各料金単価は、次のとおりとする。

【落札者の入札書別紙の『3 各料金単価』を記載する。】

（各料金区分）

第10条 各料金区分は、次のとおりとする。

【落札者の入札書別紙の『4 各料金区分』を記載する。】

(電力量)

第11条 単位は1キロワット時とし、小数点以下第1位を四捨五入する。

(力率)

第12条 力率は、その月の午前8時から午後10時までの時間における平均力率とする。単位は%とし、小数点以下第1位を四捨五入する。(瞬間力率が進み力率となる場合には、その瞬間力率は100%とする。) 平均力率の算定式は次のとおり

$$\text{平均力率} = \text{有効電力量} / \sqrt{(\text{有効電力量})^2 + (\text{無効電力量})^2} \times 100$$

(燃料費調整)

第13条 燃料費調整は、乙の電気需給約款に基づいて適用する燃料費調整額とする。

ただし、第9条の燃料費調整単価は、需要場所が電力供給区域に含まれる一般送配電事業者の適用する電気最終保障供給約款における燃料費調整単価に市場価格調整単価を加減した単価を超えないものとする。

(再生可能エネルギーの固定価格買取制度に基づく賦課金)

第14条 電気事業者による再生エネルギー電気調達に関する特別措置法(再生可能エネルギーの固定価格買取制度)に基づく賦課金は、需要場所が電力供給区域に含まれる旧一般電気事業者の適用する賦課金とする。

(支払方法)

第15条 乙は、検針後速やかに前月分の電気料金の支払いを請求するものとし、甲は当該請求書が適法であると認められたときは、受理した日から30日以内に、甲の定める者が対価を支払わなければならない。

2 支払い遅延の際の遅延利息の率は、この契約の成立日における「政府契約の支払遅延防止等に関する法律」(昭和24年法律第256号)に定める率によるものとする。

(契約の変更)

第16条 甲又は乙は、天災その他その責めに帰さない理由により、この契約を変更しようとするときは、その理由を記載した書面により、その相手方に申し出なければならない。

2 この契約締結後において、市場価格に著しい変動があった場合は、甲乙協議の上、第9条に規定する単価の変更を行うことができるものとする。

(損害賠償)

第17条 乙は、次のいずれかに該当したときは、直ちにその損害を被害者に賠償しなければならない。

(1) 天災その他乙の責めに帰さない理由による停電の場合を除き、停電により、乙が甲及び第三者に損害を与えたとき。

(2) この契約書の規定により契約が解除された場合において、乙が甲に損害を与えたとき。

(契約の解除)

第18条 甲又は乙は、次のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 乙が天災その他不可抗力の原因によらないで、契約期間中に本契約を履行しないとき。

- (2) 乙が本契約を履行する見込みがないと甲が認めるとき。
- (3) 甲又は乙が、原則として 60 日前までに正当な理由を記載した書面により相手に申し出たとき。
- (4) 甲がこの契約について不正の事実を発見したとき。
- (5) 乙が故意または重大な過失により甲に損害を与えたとき。
- (6) 甲は、乙が次のアからキに該当した場合は、この契約を解除できる。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「法」という。）第 2 条第 2 号に該当する団体（以下「暴力団」という。）

イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者

ウ 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者

オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者

（料金の精算）

第 19 条 甲又は乙が前条の規定によりこの契約を解除した場合は、甲が認める履行部分に相当する金額をもって精算する。

（合意管轄）

第 20 条 この契約に関する訴訟については、静岡地方裁判所を管轄裁判所とすることに合意する。

（定めのない事項の処理）

第 21 条 この契約に定めるもののほか、必要な事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。

上記の契約の成立を証するため、この契約書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その 1 通を所持する。

令和 年 月 日

(甲) 静岡県藤枝市谷稲葉 232 番地の 1

静岡県環境衛生科学研究所

所 長 手 老 豊

(乙)

令和5年度静岡県環境衛生科学研究所電気需給仕様書

静岡県環境衛生科学研究所（以下「甲」という。）と●●●●●（以下「乙」という。）との間で令和 年 月 日付けで締結した電気需給については、契約書に定めるもののほか、この仕様書の定めるところによる。

1 概要

(1) 需要場所、契約電力、年間予定使用電力量

施設	需要場所	契約電力 (kW)	予定使用電力量 (kwh)
		予定最大需用電力 (kW)	
静岡県環境衛生科学研究所	静岡県藤枝市 谷稲葉232番地の1	600kW	1,576,000kWh
		その月の最大需用電力と前11月の最大需用電力のうち、いずれか大きい値	

(2) 業種及び用途

官公署(研究所)

2 仕様

(1) 供給電気の種類等

「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の要件を満たす再生可能エネルギー由来の供給電力量の割合が100%を満たすこと。また、その環境価値について、甲に移転したこととし、いかなる第三者へも移転しないこと。

「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の要件 別紙のとおり

(2) 電気方式、受電使用電圧、計量電圧、標準周波数、非常用自家発電設備、蓄熱設備

- ア 電気方式 交流3相3線方式
- イ 受電使用電圧 6,600ボルト
- ウ 計量電圧 6,600ボルト
- エ 標準周波数 60ヘルツ
- オ 非常用自家発電設備 あり(系統連携なし)
- カ 蓄熱式負荷設備の有無 なし

(3) 力率 100%を予定

(4) 契約期間の電力消費計画 別紙1「電力消費実績・計画表」のとおり

(5) 過去1年間の電力消費実績 別紙1「電力消費実績・計画表」のとおり

(6) 需給開始日、使用期間

- ア 需給開始日 令和5年4月1日 午前0時
- イ 使用期間 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

(7) 需給地点

環境衛生科学研究所構内の第一柱の開閉器の電源側の接続点

(8) 電気工作物の財産分解点

需給地点に同じ

(9) 保安上の責任分解点

需給地点に同じ

3 再生可能エネルギー電気の確認

乙は、契約年度の上半期及び下半期の末日に、各半期の供給元電源情報及び供給電力量に占める再生可能エネルギー電気の比率について確認できる資料として、別紙2「特定電源割合証明書」又はこれに準じた様式により、甲に送付することとする。

なお、環境価値を持つ証書を用いた電力メニューを提供する場合には、証書の写しを添付することとする。

4 その他

契約書第15条による電気料金の請求書の内訳として、契約電力、当月使用電力量、当月最大電力及び力率測定用有効電力量が入力されたデータを作成し、甲に提出する。

電力消費実績・計画表

別紙 1

月	予定 力率	最大電力				使用電力量			
		R03	R04	R05計画		R03	R04	R05計画	
4月	100%		223	230	kw		100,235	101,000	kWh
5月	100%		336	345	kw		108,205	109,000	kWh
6月	100%		458	465	kw		122,935	123,500	kWh
7月 (夏季)	100%		454	460	kw		137,821	138,500	kWh
8月 (夏季)	100%		505	510	kw		150,563	151,500	kWh
9月 (夏季)	100%		406	415	kw		130,250	131,000	kWh
10月	100%	380		385	kw	152,458		153,000	kWh
11月	100%	451		460	kw	118,288		119,000	kWh
12月	100%	377		385	kw	137,881		138,500	kWh
1月	100%	401		410	kw	161,231		162,000	kWh
2月	100%	407		415	kw	130,426		131,000	kWh
3月	100%	344		350	kw	117,372		118,000	kWh
計	—	—	—	—	kw	817,656	750,009	1,576,000	kWh
		↑計画は実績値の+5 ≤ n ≤ +9で下1桁が0 or 5に調整				↑計画は過去最大量の+500 ≤ n ≤ +999で下三桁が000 or 500に調整			

特定電源割当証明書(年 半期分)

2023年〇月に以下の通り静岡県環境衛生科学研究所に電力を供給したことをここに証する。

また、供給元電源情報に記載の割当電力量に係る環境価値について、静岡県環境衛生科学研究所に移転したこと、いかなる第三者へも移転されていないことをここに証する。

【供給期間】

使用期間	月 日 ~ 月 日
------	-----------

【供給元電源情報】

供給元発電所	
発電方法	
住所	
割当電力量	

【供給電力量に占める再生可能エネルギー電力量の比率】

供給元発電所	〇%(供給電力量〇kWのうち再エネ由来は〇kW)
--------	--------------------------

静岡県知事 様

契約者名

印

令和5年度 静岡県環境衛生科学研究所電気需給設計書

設計額(税込)

検算者	作成者

内 訳

名称	期間等	数量		単価		平均力率	金額		摘要
基本料金	1ヶ月あたり	600	kW		円			円	①(税込み)
	契約期間計	12	月					円	A (①)
従量料金	その他季	1,155,000	kW		円			円	②(税込み)
	夏季	421,000	kW		円			円	③(税込み)
	契約期間計	1,576,000	kW					円	B(②+③)
燃料費調整額	契約期間計	1,576,000	kW		円			円	C (④)
予備電力料金									
合計								円	A+B+C

「RE100 technical criteria」の概要

「RE100 technical criteria^(※)」において、再生可能エネルギー源と認められているのは、以下のものである。

1. バイオマス（バイオガスを含む）
2. 地熱
3. 太陽光
4. 水力
5. 風力

また、RE100 における再生可能エネルギー電気の調達方法は、下表のとおり定められている。記載のとおり、電気事業者から購入するほか、自家発電や電力証書の購入等も調達方法として認められている。なお、調達する再生可能エネルギー電気（電力証書を含む。）に付随する環境価値については、重複利用がなく、調達者単独の利用であると主張できることが必要となる。そのため、調達者は、電源情報とともに調達者へ環境価値を移転したことが及び第三者へ移転しないことの証明を電気事業者から得る必要がある。

表 RE100 における再生可能エネルギー電気の調達方法

自家発電 (Self-generated electricity)
1. 企業が保有する発電設備による発電
購入電力 (Purchased electricity)
2. 企業の敷地内に供給者が設置した設備から購入
3. 企業の敷地外に設置した発電設備から専用線を経由して直接購入
4. 企業の敷地外にある系統に接続した発電設備から直接購入
5. 供給者（電気事業者）との契約（グリーン電力メニュー）
6. 環境価値を切り離れた電力証書の購入
7. その他の方法

注：「その他の方法」では RE100 Technical Advisory Group が評価の上、RE100 の運営委員会が適正を判断する

資料：RE100 TECHNICAL CRITERIA をもとに作成

※<http://media.virbcdn.com/files/73/4c55f6034585b02f-RE100TechnicalCriteria.pdf>